

## 2 4 監 告 示 第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、  
又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、  
同項の規定により次のとおり公表します。

平成24年6月19日

大町市監査委員 山 下 好 隆  
同 荒 澤 靖

平成 23 年度財政援助団体等監査結果に対して講じられた措置等一覧  
(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
<p>・大町市職員互助会補助金 監査結果（報告書 P. 2）</p> <p>1 大町市職員の互助団体に関する条例第 5 条に基づいて定めている大町市職員互助会規約について、一部不十分な点が認められたので、検討整備されたい。</p>	<p>主管課等 庶務課</p> <p>・平成 24 年度に、運用を整備することといたします。</p>
<p>・大町市ふれあいプラザ指定管理 監査結果（報告書 P. 5）</p> <p>1 基本協定第 17 条に「管理業務の実施状況」及び「管理経費等の状況」については、事業年度終了後 30 日以内に、「利用状況」及び「利用料金の収入状況」については、事業年度終了後に加え、月毎に翌月 10 日以内に市に報告することに定められている。</p> <p>一部の記載事項に不十分な点が認められたので、以後、協定に基づき、適時適切な報告をされたい。</p> <p>2 所管部課に関する事項</p> <p>① 上記報告に基づき施設管理の状況や施設運営の収支状況について検証し、指導監督に努められたい。</p> <p>② 指定管理料の増額は、下水道への接続に伴う下水道使用料金の増によるものであるが、管理経費の変更について、協定上の根拠を整備されたい。</p>	<p>主管課等 福祉課</p> <p>・指摘事項について、事業報告時に内容を精査し、記入漏れ等について随時必要な指導を行います。</p> <p>① 事業報告時に内容を精査し、記入漏れ等について随時必要な指導を行います。</p> <p>② 年度協定の内容に指定管理料の変更増の規定が明記されていないことから、他の指定管理施設の例を参考に協定内容を改正します。</p>
<p>・大町市アミューズメントハウス指定管理 監査結果（報告書 P. 8）</p> <p>1 指定管理に係る事務及び収入・支出の会計処理について確認したところ、収入は別口座で管理されているものの、支出については「木崎湖温泉開発株式会社」本体の支</p>	<p>主管課等 観光課</p> <p>・大町市アミューズメントハウスは、温泉棟とプール棟が一体となった施設で、浄化槽をはじめ受電設備、火災報知設備、受水槽等いくつかの共用設備</p>

平成 23 年度財政援助団体等監査結果に対して講じられた措置等一覧  
(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
<p>出と混在した処理となっており、指定管理業務に係る支出との区分が明確になっていない。</p> <p>管理経費は、指定管理料を算定する基礎となるものであることから、指定管理業務仕様書の 4 管理経費の処理に関する項において「収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理するよう」に定められており、仕様書に準拠して適正に管理するよう改められたい。</p> <p>2 所管部課に関する事項</p> <p>① 平成 22 年度指定管理料について、改修工事や震災の影響による燃料確保困難等による臨時休館があり経費の減額をしているが、指定管理者から市に提出された決算見込の差引収支差額に相当する額 1,128 千円をそのまま減額変更している。</p> <p>不可抗力による管理経費の減額については、基本協定第 34 条において定められており、免れたであろう費用分について一定の積算の上、それを根拠として減額するよう規定している。協定に準拠し、管理するよう改められたい。</p>	<p>があることから、それらに係る費用をはじめ、支払い先が同一の場合は木崎湖温泉開発株式会社口座からまとめて相手方に支出していました。</p> <p>今後はこれらの支出を一層明確にするために、株式会社の口座からまとめて支出するのではなく、株式会社の口座と指定管理の口座からそれぞれ支出するように改めます。</p> <p>また、現在毎月提出している利用者と利用料金収入報告に支出状況についての報告を追加します。</p> <p>① 改修工事と震災による休館で、指定管理者が支出を免れた費用としては、燃料費や電気料がありますが、工事の一般競争入札の結果、低入札価格調査の対象となり、調査に日数を要したことから契約が遅れ、厳寒期の工事となってしまいました。このため休館しながらも水道の凍結防止など設備等の保守管理上の都合から一定の暖房運転等をせざるを得ない状況でした。</p> <p>指定管理者からは、毎月利用者数と料金収入について報告を受け、年度末には管理報告書とともに決算書の提出を受けています。それにより月別の支出額はわかりますが、燃料や電気の使用量までは把握しておりませんでした。支出額によりある程度使用量を逆算することは可能ですが、燃料は時期・年度により価格が変動し、推計はかなり難しい状況です。また、利用者</p>

平成 23 年度財政援助団体等監査結果に対して講じられた措置等一覧  
(平成 24 年 6 月 4 日受付分)

指摘事項及び意見	措置等の内容
<p>② 仕様書 4 の「区分会計の独立と管理口座」の規定について、どこまでの独立区分を求めることとするのか実務面を含め検討し指導されたい。</p>	<p>数、利用料金収入も年度により変動が大きく、支出を免れた金額とともに収入できなかった金額も考慮する必要があることから、決算見込みの収支により減額変更を行いました。</p> <p>今回の経験を活かし、不可抗力による経費の減額について協定に準拠して管理できるように、管理に係る数値の把握を行うように改めてまいります。</p> <p>② 口座振替処理の従業員社会保険料を除き、指定管理口座から直接相手方に支払うように改めます。</p>
<p>・美麻温泉交流施設ぽかぽかランド指定管理監査結果（報告書 P. 10、11）</p> <p>施設の管理運営に関しては、指定管理業務仕様書にその詳細が定められているが、利用料金に関する事項や施設の保守管理点検事項等の一部について、仕様書の定めどおりに実施されていないものが認められた。</p> <p>以後、仕様書に基づいて適正に管理されたい。</p> <p>所管部課においては、事業計画書に沿って業務がなされているか、業務仕様書の点検区分等の中身、必要性について見直し、検討を行なったうえ、仕様書に基づいて適正に管理がされているか検証し、指導監督に努められたい。</p>	<p>主管課等 美麻支所</p> <p>・指定管理業務仕様書に基づき、保守管理点検事項等適正に管理するよう指導しました。</p> <p>・大町市公の施設事業計画書及び年度事業計画書に基づき事業が実行されているか、原則隔月行われる運営協議会で事業進捗報告を求め、場合により担当係による指導に努めることとします。</p>